

議会議案第 3 号

カジノを含む統合型リゾート（IR）を憂慮する決議について

カジノを含む統合型リゾート（IR）を憂慮し、次のとおり決議する。

令和元年（2019年）10月2日提出

提出者	鎌倉市議会議員	武野裕子
同	同	上保坂令子
賛成者	同	上長嶋竜弘
同	同	上安立奈穂
同	同	上竹田ゆかり

カジノを含む統合型リゾート（IR）を憂慮する決議

カジノを含む統合型リゾート（IR）は、地方自治体の区域整備計画の申請に基づき、国がカジノの併設を認める区域を指定して設置される複合観光集客施設で、国際会議場・展示施設、ホテル、商業施設などが一体的に整備されるものである。2016年12月成立のIR推進法を踏まえ、2018年7月にIR整備法が成立したことで、国内に最大3カ所のカジノの設置が例外的に認められることになった。

政府はIR整備方針案を本年9月4日に公表、自治体の申請期限については「検討中」としているが、2020年中には3カ所が計画認定される見込みである。

そうした中であって横浜市の林文子市長は、前回市長選の時期から、IR誘致について「白紙状態」であるとしてきた姿勢を一転させ、本年8月22日、同市へのIR誘致を表明した。その理由として市長が挙げたのは、地域経済の振興、増収効果等の経済的メリットであった。

しかしながら、カジノを含むIRに地域経済や観光の振興、増収効果等を期待することの是非についての議論は尽くされておらず、また、開業により誘致自治体のみならず、その近隣自治体に及ぼすさまざまなマイナスの影響は看過できない。

第1に、カジノ施設では刑法上の犯罪として禁止されている賭博が行われる。カジノ施設のような民間賭博については、事業者が国と自治体に納付金を収めることをもって公益性があるとは到底言えない。

カジノの収益は客が失った金であり、その非倫理性は明らかである。

既にシンガポールやマカオなどでカジノを展開している海外事業者が日本への進出を目指しているが、ターゲットは訪日富裕層ではなく日本人客である。このことは、東京及び関西の大都市圏への参入に意欲的なことからもうかがい知れ、誘致に熱心な大阪府・市が「8割を日本人が占める」と予測しているとの報道もある。最大の人口を抱える首都圏にカジノができれば、経済破綻に陥る人の増加は極めて深刻な問題となる。

第2に、反社会的勢力がカジノ運営に関与し資金源を得る可能性があることや、マネー・ロンダリングのおそれが排除できないことが挙げられる。反社会的勢力の人の流れの変化による治安悪化の懸念は、カジノ近隣自治体にも及ぶものと考えられる。

第3に、ギャンブル依存症の増加を招く。

IR整備法に先立ってギャンブル依存症対策基本法が制定された。同法にお

いて依存症対策の全国拠点機関と位置づけられた独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターの樋口進院長が、I R整備推進会議のヒアリングで、海外の著名医学雑誌の論文を紹介して、「早期（若年）のギャンブル暴露」、「ギャンブル施設へのアクセスの良さ」、「ギャンブルの報奨金が高いこと」などを依存症の危険要因と陳述されたのは、まさに傾聴に値する。政府が挙げている入場回数規制・入場料の設定などの依存症対策の効果は不透明で、カジノに1時間余りでアクセスできる圏内におけるギャンブル依存の増加は、決して杞憂ではない。

第4に、既に述べたようにカジノ開業後の集客は主に日本人客が占めると予測され、カジノ誘致により訪日外国人客が増加することによる観光振興は未知数である。

仮に、一定数の増加があったとしても、I Rは観光客を囲い込む性格の施設であり、施設外への周遊は限られたものとなることを指摘する。重ねて、何らかの周遊があると仮定しても、町並みを歩きめぐって本市の歴史文化、景観に触れる観光やゆったりとした滞在を選択する層は極めて限定され、本市にとって望ましいインバウンドの増加につながるとは考えがたい。

よって、本市議会は、ここにカジノを含むI R誘致への憂慮を表明するとともに、本市にとっては近隣であり、影響を受ける人口が圧倒的に多い首都圏にカジノを含むI Rの計画認定がされないことを強く望むものである。

以上、決議する。

令和元年（2019年）10月4日

鎌 倉 市 議 会